

グスタフ・シュモラーの重商主義論

田 村 信 一

1. はじめに

グスタフ・シュモラーの有名な論文「重商主義の歴史的意義」は、彼の龐大な業績の中で、現在にいたるまでその影響力を保持している点で屈指の論文といえる。A・スミス以降の古典派経済学が、自由貿易主義の信奉の故に、重商主義の理論と政策とを「誤謬」としてネガティブにその対象としたのとは反対に、シュモラーは、近代国民経済形成史上において、重商主義の必然性と正当性とを体系的に説明しようとした最初の人であったように思われる。もちろんすでにリストが「重工主義」の言葉をもって、初期資本主義における工業的保護政策の正当性を弁証し、ロッシャーがスミスに先行する学史の豊饒性を発掘していたとはいえ、上述の理由から重商主義を歴史概念として再構成したのはシュモラーに他ならなかった。P・アンダーソンは、シュモラーの重商主義論における國家の意義に対する過大評価を批判しつつも、「総じていうならば、シュモラーの研究のおかげで重商主義という重要な現象の理解は進んだのである」⁽¹⁾と述べているが、この点は研究史においてきちんと確認しておくべきであろう。

しかしながら、重商主義概念の変遷史という脈絡の中で、シュモラーのこの論文をとりあげる場合には、とくにわが国の研究史では、重商主義概念に混乱をもたらしたものとして断罪の対象にされるのが常であった。かつて大塚久雄教授は、絶対主義の経済政策・理論と初期ブルジョア国家のそれという、歴史的に峻別されるべき対抗的なシステムを、重商主義という一つの概念に盛り込もうとする概念上の混乱・袋小路の存在を指摘され、こうした混迷の由来について、こう述べられている。「まず、最初アダム・スミスが『国富論』第4編で「重商主義」mercantile system

と名づけて批判の俎上にのせたのは、明らかに、名誉革命以降なかんずく18世紀のイギリスにおいて支配的であった経済政策の体系とその背景をなす経済理論であったし、ついでフリードリッヒ・リストが『政治経済学の国民的体系』の中でスミスを批判しつつ、彼が「誤って重商主義 Merkantilsystem と呼んだ重工主義 Industriesystem」というふうに論じたのも、ニュアンスの相違こそあれ、基本的にはスミスの場合と全く同一の対象であったと言って差支えなかろう。ところが、くだって新歴史学派の巨頭グスタフ・シュモラーが著名な論文「重商主義の歴史的意義」でいわゆる重商主義に「近代的意味における国家建設の経済的側面たる国民経済建設」という歴史的意味を賦与するにいたったあたりから、重商主義なる用語をもって総括されてきた対象の歴史的内容がいわば横すべりさせられ、かつ時代的にも大きく押し広げられるという事実が伴いはじめたことは否みがたい。すなわち、シュモラーの場合、直接にはその認識のモデルがプランデンブルグ＝ブロイセンの現実に求められているばかりでなく、資本主義の発達という普遍史的観点からしても、かつてスミスの場合ブルジョア革命以後における初期ブルジョア国家の現実が何よりもまず問題とされていたのとは全く異って、むしろそれ以前におけるいわゆる絶対主義国家の経済政策体系とそれを支える経済思想がむしろ主要な研究対象となるにいたった。⁽²⁾この文章によれば、研究対象の歴史的内実においても、時代区分においても、研究史に混乱をもちこんだのは、もっぱらショモラーにある、ということになる。

だが、重商主義概念のこのような混乱の発生史はもう少し複雑であるように思われる。というのも、小林昇教授は、こう指摘されているからである。「重商主義」という言葉の概念がこのように混乱しているについては、二つの大きな理由が見い出される。その第一は、アダム・スミスの『国富論』が、自分の自由主義経済理論体系の対立者としてその前段階の諸理論を批判したとき、それらが濃淡の差はあれ結局はすべて——むろん重農主義はのぞく——統制主義的理論と考えて、それらのなかにある段階や本質の差異を無視したことである。このためスミスは、イギリスの「重商主義」のなかにあるこのような差異を把握できなかったばかりでなく、直接的にはまた究極的にイギリスの「重商主義」を批判しながらも、全体としてはイギリスの理論とフランスの理論とを一括して、

これらの理論のあいだにある大きい差異をもまた無視してしまい、そうしたうえでこの混沌の全体にマーカンタイル・システム（または system of commerce）の名を与えたのであった。スミスの時代の実践的課題にとっては、このような一括が意義をもつたことは認められるが、それは研究史的にはやはり混乱の原因であった。——その第二は、スミスの広すぎる概括を逆に足がかりとして、初期資本主義の成立過程で生まれた理論の星雲状態から、この過程にむしろ抵抗した諸要因、すなわち、産業資本の自由な発達を抑えようとした独占的商業資本や、これと深くからみあっていた絶対主義（封建制の最後の段階）の権力などの利益の理論的表現を引き出して、これこそ重商主義の本質的要素だという、誤った主張が生まれたことである。」そもそもスミスの中に混乱の第1原因があったのであり、彼はコルベール主義をも重商主義として一括し、トマス・マンの貿易差額論をもってその対決の相手としていた。ではこの第2の混乱はどのようにして生じたのであろうか。教授の説明によれば、こうである。19世紀初頭以降、イギリス自由貿易主義とその理論的表現である『国富論』とは、フランス・ドイツ・アメリカなどの後進資本主義国にあっては、自国の産業資本の利害とは結びつかず、反対に、イギリスの自由貿易と連繋する仲継商業資本・前近代的農業利害の理論的武器とされ、産業資本の保護育成策は、「反自由主義的・非科学的な重商主義の復活であると非難」された。したがって、例えば、自国の産業資本の保護育成を主張するリストは、重商主義の中に孕まれていた「工業主義」的因素を強調し、ここでもコルベール主義をこの「工業主義」して一括しつつ、実践的な観点から、ある意味では重商主義の意義を復位させたのである。「しかし、ここが理論史の複雑な点なのだが、リストを継いだドイツ歴史学派は、後進資本主義の制約のゆえに、プロレタリアートとの対抗を意識しつつ、その国に残存してなお政治的に支配する封建的勢力と妥協し、その結果今度は、重商主義における統制の要素を、その真実の歴史的主体に関して初期産業資本から絶対主義に移しかえ、後者の経済統制政策（ないし経済への介入）に近代的国民主義を見ようとするようになったのである。」つまり、後進資本主義国における産業資本の保護・育成政策の正当化は、こうした保護・育成政策を否定する理論的武器として解された『国富論』との対決を通して行われたのだが、そ

の場合、コルベール主義をも含めて、工業保護ないしそ奨励策一般が「重工主義」として強調されるにいたった。そうしてこの誤解のうえに、さらにシュモラーが、政策主体としての絶対主義国家の意義を、今度は逆に、強調することになったのである。

さて、第 2 の混乱がこのようにして生じたとするならば、シュモラー「重商主義論」の理解にあたって注意すべきことは、当時において、古典派経済学とその自由貿易学説との影響の下で、重商主義の政策体系を擁護したり、その正当性を論証しようとすることは、「非科学的」とされていたことである。とするならば、シュモラーの「重商主義論」は、こうした風潮にどのように答えたか、あるいは反撃したのか、がまず検証されねばならないだろう。そして、その場合、シュモラーが、重商主義の政策史的意義を復位させようとするリスト的問題意識と繋っていたのかどうか、ということが問題になるだろう。こうした関連の解明により、シュモラー「重商主義論」の意義と限界が照らしだされることになろう。

- (1) H.-U. ヴェーラー編、ドイツ現代史研究会訳『ドイツの歴史家』第 2 卷、未来社、1983年、196ページ。
- (2) 大塚久雄「重商主義成立の社会的基盤」『大塚久雄著作集』第 6 卷、岩波書店、1969年、129ページ。(傍点は原著者のもの)
- (3) 小林昇「重商主義——原始蓄積期の経済諸理論」『小林昇経済学史著作集』I、未来社、1976年、336—337ページ。なおその他にも「重商主義の解釈に就いて」、「重商主義——その経済理論の概括——」前掲『著作集』III、1976年、をも併せて参考のこと。

2. 「重商主義論」の構造

われわれはまず、1884年、『シュモラ一年報』に発表され、後に1898年に編まれた論文集⁽¹⁾の巻頭論文として収録された「重商主義の歴史的意義」“Das Merkantilsystem in seiner historischen Bedeutung: städtische, territoriale und staatliche Wirtschaftspolitik”を手がかりとして、

シュモラーの重商主義概念の構造と特徴とを概観しておこう。

彼は論文の冒頭において、次のように述べている。「17・18世紀のプロイセンの経済政策は明らかに重商主義的なものであった。重商主義政策のこれまでの国家学的判断は、当時のヨーロッパの歴史的研究から生まれたものでもなければ、特にこの時代のプロイセンのそれからでもなく、その起源を、重商主義が1800年頃およびその後に示した誤謬や行き過ぎをきわだたせようとするところに有する諸理論から生まれたのである。したがって、この政策を正しく評価するための第1の課題は、重商主義を、すなわちこの二世紀間——この時代をつうじてヨーロッパの偉大なかつ興隆しつつあるすべての諸国民は、この制度を奉じた——の国民経済的特質を、より正しく把握し判断することである。そしてその場合、われわれが注目するのは、まさしく実際の政策なのであって、政治家や学者——彼らは学問が未発達ななかで、往々にしてそれ自体としては正しいことを、誤った・中途半端な理論によって弁護した——の著作ではない。」⁽²⁾ シュモラーは、これまでの重商主義論が、実践的見地からその「誤謬」を強調することに意を用いてきた、と批判し、この政策の「歴史経済的研究」の必要性を宣言する。

ところで、シュモラーが重商主義の特質を把握すべく、当該ヨーロッパ諸国の「国民経済的特質」を解明する際に適用した方法は、周知の発展段階論であった。彼は、これまで様々に構想されてきた、「諸国民の歴史的発展過程を統一的に理解しようとする際に用いた例の諸概念」、すなわち、「個々人の年齢との比喩」とか、「牧畜・農業・工業・商業」ないし「実物交換取引・貨幣取引・信用取引」の諸説が、重商主義の特徴づけに役立たない、と批判して⁽³⁾それに代わるべき、村落経済—都市経済—領邦経済—国民経済なる段階理論を提起する。シュモラーのこの段階理論の特徴は、次の2点に求めることができよう。第1に、それは重商主義という一つの政策体系を特徴づけるために、「経済生活と社会生活・政治生活一般の本質的指導機関との関連」に留意している、ということである。むしろ端的にいえば、「そのときどきの経済上および社会上の本質的諸制度が最も重要な、もしくは重要な、個々の政治団体に依存している」、とシュモラーが述べているように⁽⁴⁾経済発展の重要な動因を政治的指導（＝政策）に求める歴史観に発するものであった。第2に、かかる

特定の政治団体に支配された経済領域が、時代の継起にしたがって空間的に拡大していく、という構成をとっていることである。「氏族・村落・マルク・都市・領邦・国家および国家同盟に対応して、一定の社会経済的団体も順次にますますより包括的な性質のものへと発展した。」⁽⁵⁾すなわち比較的小な政治・経済団体が、その局地的利害を打破されて、より広範囲な政治・経済団体に再編成されていく過程が「発展段階」に他ならない。

さて、このような発展段階論にしたがって各々の時代はどのように描かれるのだろうか。

(1) 村落経済と都市経済

彼はまず、人間の経済生活の歴史を、もっぱら「個々人の欲求充足」の観点から裁断する歴史観を批判しつつ、むしろ歴史を遡るにつれて、それが共同体的性格を濃厚に帯びることを強調する。「個人は、マルク^{マルクセンシャフト}・村落共同態^{ゲンソウセイ}が許可する範囲において、家・屋敷・庭畠地・耕地を所有し、共同体が許可するかぎりにおいて、牧草地・森林・漁場・狩猟場を利用した。」「村落はそれ自体一つの封鎖的な経済組織であり商業組織であった。」しかしこうした共同体的経済組織は、中世の都市経済において顕著な発達をとげるにいたる。「数世紀のあいだ、経済的進歩は都市の勃興すなわち固有の都市組織の形成と結びついていた。⁽⁶⁾シュモラー^{マイレンヒト}は、ドイツ中世都市の経済政策、特権としての市場権、関税権・禁制権等々について詳述し、「都市市場はそれ自体において封鎖的な・統一的計画的に施行された貨幣・信用・商業・関税・財政組織⁽⁷⁾であり、「買手たる都市の人々と売手たる農村の人々との間の需要供給をして、競争戦において前者ができる限り有利な地位に、後者ができる限り不利な地位に立つように形成せしめるところの、一つの巧妙な制度⁽⁸⁾に他ならないことを力説している。そしてかかる都市の「利己主義的経済政策」の展開は、「交通の変革・拡大につれて、局部的利益に対して地域全般の利益を図ろうとする共同精神の力の増大につれて」困難となり、「経済諸力のより大きな集団をつくろうとする企画や傾向がいたるところに現われ」る。⁽⁹⁾

(2) 領邦經濟

こうした「企画や傾向」は、イタリアの都市国家と並んで、典型的には、ドイツにおける領邦権力の拡大として現象する。「ドイツでは、領邦諸侯が、原初的な氏族共同態を背景として、また等族的な都市及び騎士団体にならって、新しい共同組織を創り出したが、これは、^{ガバイングエーベン}都市と農村との、多数の諸都市の、数百平方マイルのまとまった領域の統合として特色づけられる。それは、15世紀から18世紀にかけて、旧い経済諸制度との長期の闘争の下で、単に政治的団体としてのみならず、経済的団体としても形成された。領邦的経済有機体が進歩の、経済的・政治的発展の担い手となった。^[19]この場合、まず決定的なのは、領邦一般に施行されるべき統一的な法体系の整備であった。「15・16世紀に至ってはじめて、ランデスヘルの裁判令、いわゆるラント法、ラント令および領邦的警察令が勝利するにいたった。領域的に統一された新しい訴訟法・刑法・私法・相続法に対する必要がいや應なく示された。ラント全域に通用し、経済生活に統一的規範を与えるところの、森林令・狩猟令・漁業令・鉱山令・河川航行令・提防令は、君侯の主権の行使と結びついていた。……商業と工業、度量衡、鑄貨制度、道路組織、市場および大市制度もそれに劣らず、新しい領邦的立法の要求を有していた。^[20]もちろん、かかる領邦権力による法的・制度的整備の程度は、各領邦において差異があり、またその実施において都市を中心とする激しい抵抗をよびおこした。その点では、例えばヴュルテンベルクでは比較的早期に領邦的統一が実現したのに対し、ブランデンブルク＝プロイセンでは、17世紀にまでずれこんでいる。「しかしいずれにせよ、1400年頃には、混沌とした局地的な規則・慣習・特権・条約に基づいていた法令が、1600年頃には領域をほぼ統一的に包括するラント法となつた、ということは本質的な変化だった。穀物・羊毛の購入、貴族の醸造瓶・農村手工業、週市・年市への出入り、行商人・外来者に対して、いまや領域全土にわたつて統一的原則が妥当した。^[21]

シュモラーによれば、領邦権力による領邦の統一と経済政策の展開は、かつての中世都市の封鎖的経済政策の原理を、領邦単位にまで拡大しつゝ再現したものであった。こうした政策の移行が、ドイツにおいて最も

明瞭に看取されるケースは、毛織物工業の原料としての羊毛の輸出禁止と貨幣鑄造権であった。「ドイツ織布工業の危機が始まったとき……、始め諸都市は、羊毛輸出を阻止したり、その他の工業に有利になるように規制しようとした。こうした局地的政策が実行不可能であることはすぐに明らかになった。……ヴュルテンベルグ、バイエルン、ヘッセン、ザクセン、ブランデンブルグは、今やくり返し法令を発布して、領域の工業のために羊毛輸出を抑制しようと試みたのみでなく、部分的には織布輸出も禁止したのである。」「強力かつ精力的な領邦政府は、次第に都市から貨幣鑄造権を奪いとり、造幣監督官を再びランデスヘルの官吏とし、数百平方マイルの領域に対して再び統一的な铸貨制度を創り出した。⁽¹³⁾ そしてこのような領邦的政策は、また財政と租税との整備・拡充をも必要ならしめる。「家長として儉約的に財務を司どった君侯が財政を整備し拡大したところでは、……このことがラントの福祉と経済力の結合に少なからぬ意義をもった。当時の君侯の多くは、技術と機械の擁護者であり、実験所や練金術師を抱え、鉱山の設立に努め、製粉所・硝子工場・製塩所を建設した。あちこちで、イタリアの建築家・外国の芸術家や手工業者の手になる広大な宮殿・要塞の建築が盛んになった。このことは、増大する官吏の数とともに、君侯の家計と財政とを以前とは全く異って、領邦の経済生活の中心へと推し進め、数世代にわたって一定の影響を及ぼすこととなった。……⁽¹⁴⁾

(3) 国民国家・国民経済の形成

シュモラーによれば、上述の如き領邦国家への発展を押し進め、これを国民的規模における政治・経済的統一体の形成へと展開せしめる重要な契機を与えたのは、16世紀後半から17世紀にかけての地理上の発見に基づく世界貿易の開放であり、ヨーロッパ内部においては、信用制度・郵便制度の改革、ならびに国際的分業の展開であった。こうした流れに棹さして、西欧諸国は、国家的経済政策への移行を開始するのだが、ただしドイツは例外であった。「イギリスの織物はドイツの市場に氾濫し、スウェーデンとデンマークは自らを国民的な海軍・貿易国として組織した。スペイン、ポルトガル、オランダは互いに植民地貿易を分けあった。いたるところで——ドイツのみ例外だったが——、領域的な経済体は、

国家的なそれへと進展し、新しい要求に応じうる国家的な経済・財政制度が成立した。ただわが祖国においてだけ、旧来の経済制度は化石化して全く生氣のないものになってしまった。……この1～2世紀の間に西欧列強に対してドイツをこのように遅らせたのは、資本と人口とのこうした外面向的な喪失ではなく、……国民経済的・国家的組織の欠如、諸力の統合の欠如であった。かつてミラノ、ベネチア、フローレンス、ジェノアを、後にスペイン・ポルトガルを、今日オランダ・フランス・イギリス——部分的にはデンマーク・スウェーデン——を富強ながらしめたものこそ、領邦的経済政策に優る国家的経済政策——かつて前者が都市的経済政策に優っていたように——であった。」「今や問題は、統一的な国民的・宗教的感情を基盤として、多様な社会階級に分岐し、分業によって複雑化されている一つの大社会を、対外的防衛、国内の司法と行政、貨幣・信用制度、貿易的利益、全体としての経済生活のために、——都市の政府が当時都市とその近隣の領域に対して行ったように——可能なかぎり統合することであった。」¹⁵⁾したがって、かつての都市的・領邦的経済政策を統一的国民体としての国民国家のレベルにまで押し広げ、局地的・地方的利害と抗争しつつ、「統一的組織体としての眞の国民経済」を形成することが、重商主義に他ならない。こうしてシュモラーの有名な定義が現われる。「重商主義はその眞髄において国家形成——しかし単なる国家形成ではなく、同時に国家＝国民経済形成、すなわち、国家的共同態を同時に国民経済的共同態たらしめ、そこに高い意義を与えるところの、近代的意味における国家形成——に他ならない。この制度の本質は、およそ単に貨幣増殖ないし貿易差額に関する学説の中にのみ、関税線、保護関税、航海条例の中にのみあるのではなく、はるかにそれ以上のもののなかにある。すなわち社会とその組織との、並びに国家とその制度とのトータルな変革のなかに、局地的・地域的経済政策を国家的・国民的経済政策にとってかえることのなかにあるのである。」¹⁶⁾

ところで、シュモラーにとって、こうした重商主義政策の主要な活動は、17・18世紀に行われ、その本来の担い手は「啓蒙專制君主」に他ならない。彼はその例として、オランダ独立戦争以降のオラニ一家による官制改革と植民政策・経済政策を、またコルベールに代表されるフランス絶対王制の統一的諸政策を挙げ、プロイセンにも言及している。「1680

—1786年のプロイセンの政策は、この国家が狭小かつ分裂した地理的基礎の上で、ドイツ・プロテスタント的および重商主義的政策という偉大な国民的観点を、どのような方法で領邦的行政の伝統的課題に結びつけたのか、ほとんど領邦的手段のみをもってどのようにして大規模な国民的・国家的政策を戦時・平時において、行政・国民経済において推進したのか、ということによって特徴づけられる。⁽¹⁷⁾つまり、統一的国家・国民経済形成という重商主義の本質的規定を欠いたドイツにおいて、プロイセンのみが領邦国家の粹組のなかで「国家的観点」を有しえたことにシュモラーは注目しているのである。したがってこの場合、シュモラーの意味での重商主義政策が最も活発かつ強力に展開したのは、つまり典型的な重商主義国は、17—18世紀の西欧列強（前述の引用をみよ）なのであって、プロイセンも遅ればせながら重商主義策を採用した、ということになる。この論文の冒頭で、シュモラーが、「17—18世紀のプロイセンの経済政策は明らかに重商主義的なものであった」と述べているのは、こうした意味である。

(4) 重商主義と17・18世紀の諸列強の経済的競争戦

以上のように、独自の段階論によって重商主義の歴史的位置を検討したシュモラーは、最後に、実際の重商主義政策の態様とその歴史的限界を評価しようと試みる。シュモラーによれば、一般にこれまで重商主義の本質と理解されてきた対外的経済政策は、次のように総括される。「すなわち工業品の輸入を阻止し、その製造と輸出とを原材料の輸出禁止によって、輸出奨励金・通商条約によって促進する。自国の船舶業・漁業・沿岸航行を外国の競争の阻止あるいは禁止によって奨励し、植民地貿易とヨーロッパ商品の植民地への供給とを母国にのみ留保し、植民地物産を、他のヨーロッパ諸国の港を経由せず直接植民地から輸入せしめる。どこでも可能なかぎり直接的な交易関係が求められ、それを多種多様な国家的援助、特権的大会社によって奨励する。イギリスでは、同時に輸出奨励金によって穀物輸出と農業とが促進され、フランスでは、工業を保護するために穀物輸出が阻止され、オランダでは、後期にいたってできるかぎり大量の穀物貯蔵と著しく自由な穀物取引とが、貿易の奨励^{アガジ}および国内への供給のために行われた。プロイセンでは、国家の倉庫によ

って国内価格を支配し、大企業によって輸出を促進しようとした。⁽¹⁸⁾ シュモラーは、『要綱』における重商主義の論述でも、各国の経済政策を詳述し、その手段・目的の多様性を指摘している。つまり輸出入禁止か輸出入の促進か、貿易的利害か生産的（工業・農業）利害か、高関税か低関税か、というように、こうした政策自体の中になんらかの特定の傾向なり、共通性はみられないである。彼によれば、「こうした手段の多様性は、その国々の自然、勢力、位置、経済的発展段階の多様性に由来するものであるが、一部はまた統治者の異った見解や支配的な階級的利害の様々な度合いから生じる」のであった。⁽¹⁹⁾ したがって重商主義的諸政策を、特定の手段やその手段が向けられた対象に即して理解することは不可能になる。それ故に、シュモラーは、こうした様々な政策を貫く共通の思想に、すなわち「外国との変動極まりない競争戦において国民的利害に応じて国家権力という重みにものをいわせようとする思想」に集約する。⁽²⁰⁾ もう少し具体的に言えば、次の如くである。「国家全体の経済的利害が、世論の長い闘争の後に、一定の要求の中に中心を見い出すにつれて、国民的・国家的経済政策、すなわち対外的保護、外国との偉大な競争戦の国家による援助、という思想が成立することができたし、しなければならなかった。古い都市的・領域的経済制度を国民的・国家的なものに転化する必要が生ずる以前に、国民的農業、国民的穀物貿易、国民的工業、国民的海運・漁業、国民的貨幣・信用制度、国民的分業、国民的商業という観念が形成されていなければならなかった。だがこのことが行われるや否や、国家の全権力を対外的にも、この偉大な全体的利害に奉仕せしめることは、……自明と思われたにちがいなかった。……こうした一般的な傾向において、当時の理論と実践とは、そしてF・リストの根本思想は、A・スミスのそれよりも現実に接近しているのである。⁽²¹⁾ シュモラーは、リストの思想を重商主義と近似的なものとして把えているのであって、ここでいう「国民的利害」とは、明らかに「近代的国民経済」を指向するものであった。シュモラーは、例えば次のように述べている。「重商主義的諸制度は、より高度な経済形態を形成し、植民地領有を獲得して利用し、外国貿易と自国の艦隊、大規模な家内工業と最初の大経営を創り出すことを助けた。それは国内の分業、国内の商品・貨幣流通の増大、信用組織、国家の担税力・財政力を促進し、市民階級・向上

する中産階級・新しい企業家層を優遇した。⁽²²⁾重商主義の本質が国家権力の発動による「国民的利害」の発展にあるとすれば、それは19世紀の「自由貿易主義」にその利害が発現されるにいたった「近代的国民経済」なのである。

こうして重商主義の意義と限界が測定されることになる。第1に、その意義とは、自由貿易的観点からの批判にもかかわらず、重商主義が歴史的にみて正当な根拠と目的とを有していた、ということである。「ある時代が自由貿易的に思考し行動はじめることができたのは、国民経済的発展という困難な仕事を——その最良の成果を自明のものとみなしたかぎりで——すでに成しとげ、そのための闘争をすでに忘却してしまったからである……」⁽²³⁾第2に、その限界についてみれば、このような「国民的利害」の追求が、「一国の利益は他国の損失」という観念や植民地争奪戦を生み出しつつ、諸国民の経済的対立を激化させ、強国による弱小国の支配・搾取を惹起したことであった。「今日でもなお、経済的大強国は、いかなる国際関係においても、その優越した力を利用しようと努めている。今日なお、イギリス人やフランス人が駐留している半文明的国民や人種はいづれも、最初は一種の債務奴隸的状態と貿易の逆調に、その後で少しつと政治的併合と経済的搾取とに——もっともそれは経済的教化に転化しうるが——、脅かされているのである。」⁽²⁴⁾「1500—1800年に、すべての国家は、重商主義的政策を推進し、そのことによって、国内的統一と対外的承認とを獲得するのか、それとも旧い局地的・自然経済的形態にとどまり、その不安定な構造のなかで、重商主義国家によって追越され、押しのけられ、搾取されるのか、という選択の前にのみ立っていた。」⁽²⁵⁾シュモラーは重商主義がこのような「利己的」暗黒面を露呈せざるをえなかった点を批判している。それ故彼は、19世紀以降の自由貿易主義が、「経済的利益のための諸国民のヨリ人道的な競争の可能性」を切り開いたものとして高く評価するのである。⁽²⁶⁾こうしてシュモラーは、次の論述をもって、この論文を締めくくっている。「1750—1800年に、その関税率と海戦とによって、しばしば前代未聞の暴力的行動をもって、またつねに強情極まる国民的利己主義によって、世界貿易制覇の頂点に到達した同じイギリスが、ちょうどその時、個人の利己主義だけが正当であって、国家と国民のそれはいかなる場合にも正当ではないという学

グスタフ・シュモラーの重商主義論

説——すなわちあらゆる国々のすべての個々人の無国籍的競争戦と、すべての諸国民の経済的利害の調和を夢みる学説——を宣言したことは、今日のわれわれにとって、ほとんど運命の皮肉のようにも聞こえないだろうか?……⁽²⁷⁾

- (1) これは、G. Schmoller, *Umriss und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte — besonders des Preußischen Staates im 17. und 18. Jahrhundert*, Leipzig 1898, Hildesheim. New York 1974. である。シュモラーは初出論文の収録にあたって、わずかな箇所で字句の訂正を行っているが、論旨には何の変更もない。しかし彼が最後に手を入れたという意味で、この論文集からの引用が適切だろう。また彼の重商主義に関する言及は、多数の著述に散見されるが、まとまったものとしては、『一般国民経済学要綱』第2巻の、経済学説史と貿易政策史における当該部分の論述がある。特に後者は、各国別の政策史に詳しいが、前掲論文で展開された彼の重商主義論の論旨を変えるものではなく、それを細部において補足したものとみなすことができよう。Vgl. *Grundriss der Allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, T. 2, 1-6 Aufl., Leipzig 1904, S. 85 f. S. 586 f.
なおシュモラ一年報の初出論文の翻訳として、正木一夫訳『重商主義とその歴史的意義』、未来社、1971年、がある。
- (2) *Umriss und Untersuchungen*, S. 1, 前掲邦訳、7ページ。(以下の引用はすべて前掲邦訳によるものではない。)
- (3) *A. a. O.*, S. 2. 同書、8ページ。
- (4) *Ebenda*. 同書、8ページ。
- (5) *Ibid.*, S. 3. 同書、9ページ。
- (6) *Ibid.*, S. 4-5. 同書、10-12ページ。
- (7) *Ibid.*, S. 8. 同書、16ページ。
- (8) *Ibid.*, S. 6-7. 同書、14ページ。
- (9) *Ibid.*, S. 9-10. 同書、18ページ。
- (10) *Ibid.*, S. 10-11. 同書、18-19ページ。
- (11) *Ibid.*, S. 14. 同書、23-24ページ。
- (12) *Ibid.*, S. 19-20. 同書、31ページ。
- (13) *Ibid.*, S. 23-24, 26. 同書、37-38, 41ページ。
- (14) *Ibid.*, S. 28-29. 同書、45ページ。
- (15) *Ibid.*, S. 35-36. 同書、53-54ページ。

- (16) *Ibid.*, S. 37. 同書, 56ページ。
- (17) *Ibid.*, S. 41-42. 同書, 62ページ。
- (18) *Ibid.*, S. 42-43. 同書, 62—63ページ。
- (19) *Grundriss.*, S. 600.
- (20) *Umriss und Untersuchungen.*, S. 42. 前掲邦訳, 63—64ページ。
- (21) *A. a. O.*, S. 64, 同書, 43—44ページ。
- (22) *Grundriss.*, S. 600.
- (23) *Umriss und Untersuchungen.*, S. 45, 前掲邦訳, 66ページ。
- (24) *A. a. O.*, S. 46. 同書, 68ページ。
- (25) *Grundriss.*, S. 600.
- (26) *Umriss und Untersuchungen.*, S. 58. 前掲邦訳, 84ページ。
- (27) *A. a. O.*, S. 58-59. 同書, 85ページ。

3. 「重商主義論」の課題

以上のようなシュモラーの重商主義理解には、すでに触れたように厳しい批判がくり返しあびせられているといってよい。今日の研究史の水準からいえば、明らかにシュモラーは、重商主義を国家＝国民経済形成と概活することによって、大塚教授が次のように指摘される誤ちを犯したといえるだろう。「絶対主義国家と初期ブルジョア国家、この全く異った社会的利害の支配する二つの社会構成の史実をすべて一手に引受けて、そこに見出される恐ろしく多彩な経済政策や経済思想・理論のうちからいわば最大公約数を帰納し、そしてすべてを「重商主義」という一つの類型あるいは一つの概念のうちに、しかも何らかの論理的矛盾もなしに詰めこまなければならぬという、この上にもなく困難な課題へしだいに入り込むこととなつたのである。¹⁹」

しかしながら、シュモラー重商主義論の研究史上的位置を確定するためには、異った視角からこの論文に接近する必要があるだろう。つまり、当時の重商主義概念の歴史的構成の仕方に、シュモラーのそれをいったん埋めこむことが重要である。こうした観点からみると、前述の小林教授の指摘にあるように、イギリス産業の世界的展開と自由貿易学説の世界的普及とともに、自由放任主義・自由貿易主義に対するもうもうの異

説は、「非科学的」な統制理論だと非難されてきた、という事実が改めて想起されねばならない。自由主義的観点からの重商主義批判は、「科学的」経済学の立場からする「通説」であったとみてよいだろう。実は60年代のシュモラーも、この点では例外ではなかった。彼は、1862年の匿名書によるヴュルテンベルク関税政策批判の中で、J. S. ミルを引用しつつ、国際分業の理論を称揚し、これを否定しようとする保護主義政策を、「古い重商主義誤謬」と激しく論難している⁽²⁾。

ところで、このような自由貿易学説が、自らの理論の正当性と重商主義政策の誤謬とを根拠づけるために使われたのが「歴史」に他ならなかった。スミスの『国富論』第3・4編の歴史叙述が如実に示しているように、そこでは有用な知見を含みつつも、近代の市場経済を構成する諸要素と諸原理とがそのまま過去の歴史記述に適用され、「ローマ帝国没落後のヨーロッパ」史が「事実の自然的運行」を妨げる、したがって自然の本性に背いた制度として批判されているのであった⁽³⁾。シュモラーの重商主義論が、このような歴史の構成に対する批判であることは明らかであろう。村落経済と都市経済とに関する論述で引用したように、経済史を「個々人の欲求充足」の観点から、すなわち「経済人」的に構成することを批判し、近代以前の経済生活が、共同体的に組織され、個々人の経済活動は共同体の欲求充足システムのなかに閉じ込められていることに注目しているのである。こうした歴史把握は、例えば中世都市の諸特権や独占の存在を、「事物の本性」に反するとか、都市の「自由」を近代的自由と連続的に理解することを拒否するものであった。シュモラーは、歴史に生起する様々な制度が、それ自身の固有の存在理由をもっていることをしばしば強調している。シュモラーが、「ツンフト闘争時代のシュトラスブルクと15世紀の行政改革」において、「当時のドイツ諸都市における不断の民主主義的運動が、手工業者の団体とか組合の名とともに語られる、という事態はどうしておこったのでしょうか？」という問題を提起し、この民主化とツンフト独占という逆説的結合を、「現在の研究水準にたって、またわたくし自身の史料研究によって」解き明かそうとしたとき、そこでは当時のツンフトの共同体的性格と都市行政のありようが、史料にもとづいて克明に描き出されている⁽⁴⁾。啓蒙主義的観点にたった、「経済理論」の正当化のための歴史叙述と、シュモラーの固有の「歴史

家」的叙述との間には、格段の進歩があったといわねばならないだろう。

こうして、シュモラーの重商主義論においては、経済政策の意義が、経済主体の団体的・共同体的性格に関わらせて理解されてゆくことになる。すなわち共同体を主体とし、その構成メンバーの「利己的利害」に奉仕すべく政策が展開されていくことになる。中世都市→都市経済政策、領邦国家→領邦経済政策、絶対主義国家→重商主義政策である。したがって重商主義政策は、中世都市の都市経済政策を国民的レベルにまで拡大したものであった。

さらに、シュモラーの重商主義論の矛先が、過去の重商主義政策の成果を自明のものとみなし、その上に立って重商主義政策の「誤謬」を云々する非歴史的な態度に向けられていることにあることは明らかであろう。なによりもまず、彼は、重商主義が、混乱や偶然によって生じたのでなく、歴史的根柢を有し、したがってその時代にあっては「正当な」理由をもつもの、いわゆる近代国民経済にとっての「必要な経過点」であることを示そうとしたのである。では、それが何故に絶対主義国家の意義を強調する形で提起されたのであろうか。この理由を理解するためには、シュモラーの中世都市研究とプロイセン史研究にふれることがどうしても必要である。だがその前に、彼が重商主義はじめて着目するにいたった『19世紀ドイツ小営業史』の当該箇所に言及しておこう。

- (1) 大塚、前掲書、130ページ。
- (2) G. Schmoller, *Der französische Handelsvertrag und seine Gegner*, Frankfurt. a. M. 1862, S. 28, 58.
- (3) スミスの歴史論については、小林昇「『国富論』における歴史批判」、「『国富論』の歴史像と原始蓄積」、前掲『著作集』II所収、を参照。その意味では、F・リストの歴史記述も、スミスのそれと同じ特質を共有しつつ、その裏返し（保護制度の正当化）となっている。小林昇訳『経済学の国民的体系』、岩波書店、1970年、第一編を参照。
- (4) G. Schmoller, *Straßburg zur Zeit der Zunftkämpfe und die Reform seiner Verfassung und Verwaltung im 15. Jahrhundert*, in: *Deutsches Städtewesen in älterer Zeit*, Bonn-Leipzig 1922, S. 182. 濱原義生訳『ドイツ中世都市の成立とツンフト闘争』、未来社、1975年、73-74ページ。

4. 『小営業史』における「重商主義論」

前述のように、60年代のシュモラーは、重商主義を「謬説」とみなす通説的見解に与していた。ところが、1870年の『19世紀ドイツ小営業史』において、シュモラーは、17・18世紀のプロイセン営業政策に言及しつつ、その前進的性格を高く評価するにいたった。「すでに大選帝侯は、領邦政府をつうじて工業と商業のかの計画的な監督と奨励とを開始した。その最大の努力は、有能なオランダ・フランスの営業者を国内に誘致することであった。……1686年11月3日、1688年5月7日・7月13日の勅令は、営業制度を全体として改善するものであった。高額の親方作品は禁止され、一定数の親方の地位については、ツンフトのあらゆる閉鎖性が厳禁された。」「その刺激によって工業活動はいたるところへ広がった。シュレーデンの鉱山業はそこに帰因しているし、Neustadteberswaldの大製鉄工場が設立され、ベルリンの国有鉄工場は……その結果である。」¹⁾ シュモラーは、専売制度・消費税・租税制度において、「国庫主義的」観点から商工業の展開にとって抑圧的作用をもつたことを認めながらも、他方でツンフト的特権の打破と営業権の農村への拡充、科学的・技術的知識の普及等々をつうじて、「営業生活の前提条件」の創出に大きく貢献した、としてその積極面を評価するにいたったのである。

ところで、プロイセン重商主義の積極的評価は、シュモラーの自由放任主義批判と裏腹の関係にあった。すなわち『小営業史』は、「営業の自由」を基本とする近代の経済体制の下において、工業経営の発展がたんに大経営の専一的支配の過程ではなく、多種多様な様々な規模の経営形態が混在しうる過程であることを論証しつつ、近代的小規模経営の存立の途を政策的に提起しようとする意図をもっていた。その場合、「自由放任」的意味の「営業の自由」は、その本来の目的とは反対に、前近代的・ツンフト的な、時代の潮流に適応しえない手工業者の「営業の自由」を「放任」するという結果をもたらしたのである。市場経済に適合的な、「企業家」としての小経営主の精神的・技術的陶冶は、「自由放任」の下では、ごく少数の経営者・労働者において実現しうるだけであり、これを勤労者一般にまで押し広げるためには、まさしく国家の政策的援助が

必要である、と考えられたのである。もう少し正確にいえば、近代の資本主義的市場経済に適合的な精神的・技術的陶冶という方向に沿った国家の促進的政策一すなわち単なる国家干渉一般ではなく——こそ、シュモラーの要求したものであった。⁽²⁾彼は、「重商主義的国家干渉主義」と「自由放任主義」という「この二つの一般的原理」について、こう述べている。「両者のいずれも……それ自身としては工業を生み出さないであろう。……あらゆる営業生活とその繁栄にとっては、多種多様な、複雑な数多くの文化的諸条件が必要である。すなわち、国家及び社会の状態、人口密度、資本の集積、人的諸力、知識、道徳的属性、通商条件その他数多くのものである。こうした多くの前提条件は二つの原理から等しく独立している。……二つの原理のどれも、現実の多様な事情の中で、ある時・ある場所で阻止的に、ある場所・ある時には促進的になるだろう。」⁽³⁾シュモラーは、「ドグマの信奉者」になることを自ら拒否しつつ、「二つの原理」の各々が、直接的に工業的発展との必然的因果関係をもっていない、と強調する。もちろんこれは、かかる二つの政策原理の工業的発展に対する意義を否定することではなく、「営業生活」に「促進的」に作用することが問題であった。シュモラーの真意を忖度すれば、「営業生活の前提条件、すなわち技術的熟練、労働エネルギーの全力的投入、信用における誠実性」⁽⁴⁾という技術的・精神的前提が欠如している場合には、これらを創出すべき国家的干渉が「促進的」効果を及ぼすし、こうした前提条件が一般化すれば、国家の経済過程への介入を最小限にするという意味での「自由な体制」が、むしろ「促進的」効果をもつ、ということなのである。したがって、『小営業史』における重商主義のポジティブな評価は、シュモラーが、近代的工業化過程における「営業生活」の技術的・精神的前提条件の必須の意義を発掘しつつ、こうした前提条件の形成にプロイセン重商主義の諸政策が貢献したこと大であった、という歴史認識に起因している。

かくして、シュモラーにおいて、「自由放任的」政策原理と重商主義的政策原理とは、あたかもシーソーのように、前者への懷疑が増幅するにつれて、後者への評価がエスカレートしていく構造になっていた。ではいったい、かかる政策原理が依拠するところの近代の「営業生活」それ自身はどのように形成されたものなのだろうか。

- (1) G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle 1870, Hildesheim-New York 1975, S. 25-26, 29.
- (2) 「小営業史」のこうした性格については、拙著『ドイツ経済政策思想史研究』、未来社、1985年、第三章を参照されたい。
- (3) A. a. O., S. 40-41.
- (4) *Ibid.*, S. 41.

5. 中世都市論とプロイン史研究

(一)

シュモラーが生涯にわたる多面的活動の中で、中世都市とプロイセン史を中心とする史料編纂並びに歴史叙述に膨大な精力を注いだことはよく知られている通りである。前述の「重商主義論」において人口に膾炙することとなったその発展段階論の叙述に際して、彼のこうした歴史研究はいかんなく発揮されているといえよう。シュモラーの歴史研究を全体として総括することは別の機会に譲り、ここでは当面の重商主義論との関わりで、彼の中世都市・プロイセン史研究の特徴を概観しておこう。

その場合、最初に確認さるべきことは、シュモラーの歴史研究は、完成することではなく、中途で挫折したということである。その理由は、シュモラーが *Umriß und Untersuchungen* の序で自ら述べるように、多忙な活動による時間的制約と、彼の学問的関心がより多く、自らの学問的成果の普遍的体系化、すなわち『要綱』の執筆と完成とに向けられたためであった。¹¹⁾

ところで、1874年、シュトラスブルク大学学長就任講演「シュトラスブルクの繁栄と13世紀国民経済革命」において、シュモラーは、12—13世紀における中世都市の成立を、「国民経済革命」と呼び、この変革の意義についてこう述べている。「変動の動きはラインに始まり、ラインという通路によってひろがっていきました。遠隔地商業は富裕と貨幣流通を生み、それに、都市の諸工業、都市の成長、局地的な交易のための新しい市場、都市的中心点の新設というのが結びつきました。未曾有の人口増加は新しい経済的展望によつてもたらされたものです。内陸、あるいは

は国外への植民活動とか、農業の集約化なども、それらの必然的結果にすぎません。こうして、農耕民族から、都市・遠隔地商業、工業、植民地活動を行うところの民族が生まれてきました。自然経済のなかから、貨幣経済、信用経済が発生してきたのです。それこそ一つの経済革命であり、わたくしはこれを、ドイツ国民がその後に経験したどんなものよりも意義が大きいと考えるものです。⁽²⁾ シュモラーは、ルネサンスの技術革新も産業革命も、「いわば13世紀の変革の第二次的な継続にすぎない」とまで言い切っている。このことは、彼が近代的「営業生活」の歴史的構造を、中世都市の成立に遡って把握していることを意味している。都市と農村の分業の成立、手工業の自立的展開、局地的市場の形成、貨幣・信用制度の成立等々の経済史上の「変革」は、前述の「重商主義論」でも指摘されているように、近代的国民経済の原型を形造るものであった。

その場合、注目すべきは、シュモラーが、かかる中世都市の工業的・商業的繁栄を、元来封建的所領管理の「役人」であり、所領としての都市の行政を委ねられた「ミニステリアーレス」の活動に関わらせて理解していることである。彼は、司教座都市シュトラスブルクの「ミニステリアーレス」の意義について、次のように記している。「司教からみれば、都市は彼の領地の一つにすぎません。彼は、農村と同じように都市においても、古い行政組織、実物貢租、賦役奉仕を放棄しようとは考えませんでした。だから、これに反対する住民のたたかいは、良き法に対する、また彼の財政収入源に対する反逆とみなされたわけです。都市のミニステリアーレスは、これとはちがっていました。というのも、彼らは都市の利害関係といっしょに成長し、ここに定住し、裕福な市民と姻戚関係を結び、都市行政の問題についても、司教とはまったくちがって、精通していたからです。彼らは新しい時代とその要求するところを理解するようになっていました。古い行政組織はもはや維持できないこと、莊園法にもとづく諸負担、実物奉仕体系は全部廃止され、それにかわって、基本的には金納租税体系が採用されねばならない、ということを彼らは知っていました。⁽³⁾

シュモラーはこのように、「土地の事情に精通し、しかも上昇しつつある都市共同体を模範的に指導できる広い視野と政治的軍事的教養とを身につけた人々⁽⁴⁾の存在こそが、前述の「国民経済革命」を繁栄に導いたの

だ、と力説するのである。しかしシュモラーの都市論の眼目はこの点だけではなかった。すなわち、14世紀の「ツンフト闘争」は、ツンフト成員の政治参加と「市参事会」による都市貴族の専制支配を打破することによって、「民主化」を実現したのであるが、これは同時に、ツンフトの特權的・利己的利害をむしろ極端におし進めた、というのである。「こうしてツンフトは、行き過ぎた自治、自分たちの利己的な利益のために営業権を改変することまでやりましたが、そればかりでなく、租税制度とか、官職配分とか、要するに、現実に金銭にまつわる問題については、事ある毎に、ござり押しに、そして時代特有のむき出しのエゴイズムをもって介入していきました。……行政管理の腐敗、官職あさり、わいろ、公的地位を利用した意識的略奪、……すべてそれらは、当時ツンフト内外に渦巻いていた恥知らずな営利追求の所産にほかならなかつたのであります。⁽⁵⁾ここに15世紀シュトラスブルクの「行政改革」の必然性があつた、とシュモラーは言う。そこでは寡頭制支配の下で、決議機関(300人参審委員会)、執行・行政機関(13人委員会)、裁判機関(13人委員会)との分化を含みつつ、終身任用制・特殊な職業訓練・分業化・権限の分化を伴い、審級制と固定給とを有し、官職権限の法的根拠を備えた「官僚制度」が形づくられた。シュモラーによれば、この「行政改革」の意義は、次の点にある。「近代国家の本質に属すると考えられる主な特徴、16～18世紀の啓蒙專制国家において実現された主なもの、それらをわたくしたちはここ15世紀においてすでに典型的な、模範的な形において見い出すのです。⁽⁶⁾

以上の論述から明らかなように、シュモラーは、近代国民経済の原点を、ヨーロッパ中世後期に達成された新たな生産力水準に求めている。中世都市に編成された、都市と農村との分業(=農・工分離)並びにその局地的まとまり(=局地的市場)が拡大深化していく過程こそ、国民経済の発展に他ならないのである。さらにこのような「経済発展」は、それ自身として必然的に「政治的発展」をうみ出すのではない。ツンフトによる市政の民主化は、「利己主義」の拡大をつうじて「経済発展」を窒息せしめてしまう。シュモラーは「発展」か「衰退」かの岐路を、ここで「ミニステリアーレス」や「行政改革」によって生じた新しい行政・官僚制度に求め、彼らの「政治的指導」に転轍手の役割を求めてい

るともいえよう。

こうしたシュモラーの中世都市論は、前述の『小商業史』との関連でいえば、近代の「商業生活」とその「前提条件」の歴史的形成過程を、中世都市を画期として把握していることを示している。「重商主義論」における段階理論の着想の原点は、中世都市論にあったといえるだろう。そして彼のプロイセン史研究は、中世都市像の以上の如き構成の延長線上にある。

(二)

さてシュモラーの、17・18紀プロイセンの経済史的・行財政史的研究は、前述の『小商業史』におけるプロイセン認識を、すなわちプロイセン重商主義が近代的国民経済とその前提条件の形成に寄与したことを、個別的に実証しようとしたものであった。

ところで、シュモラーのプロイセン史研究がもつ意義について、ドイツ国制史の碩学フリツ・ハルトゥンクは、ほぼ次のように述べている。第1に、シュモラー以前のプロイセン史研究が、ランケやドロイゼンを代表として、対外政策の問題に关心を集中し、近代プロイセンの内政史、特に法制史・行政史についてのモノグラフ的研究が欠如しており、まさしくシュモラーの研究がこの欠落を埋めるものであったこと、第2に、彼の中世都市研究、とりわけフリードリッヒ一世治下の都市制度研究は、ロマン主義的観点からの中世都市の自律性の賛美や、中世都市の「自由」に近代的意味での自由の起源を見る自由主義的見解に対して、「正しい事実認識」による批判が意図されていたこと、第3に、プロイセンの行政改革・経済政策を近代的なものとして、すなわち「民主的な、市民に好意的な改革」として解釈するシュモラーの歴史家としての態度は、「抑圧された下層階級のため」の諸改革を、「社会政策学会」の設立をつうじて実現しようとする「国民経済学者」としての態度と不可分の関連をもっていること、第4に、こうしたプロイセン史研究という個別的な歴史研究の進展につれて、例えばその「重商主義論」にみられるように、プロイセン重商主義を17・18世紀のヨーロッパ重商主義という「一般的連関のなかにはめ込んだだけでなく、むしろ範型として役立てる」、すなわち比較史的・普遍史的観点が前面に出るようになったことである^⑦。

以上のように、ハルトゥンクは、シュモラーのプロイセン史研究の中

に、研究史の欠落を埋め、ロマン主義・自由主義立場からの性急な一般化に対して事実をして語らしめようとする歴史的観点をもち、しかもそれが、比較史的・普遍史的な展望を指向するものだったことを高く評価している。しかしながら、もちろんハルトゥンクは、シュモラーの歴史研究のもつ裏面をも正當に指摘している。それは第3に挙げた「国民経済学者」としての政策家の立場の優位である。シュモラーは、領邦絶対主義の形成のための諸改革、すなわちツンフトの営業権・都市の自律性・貴族の特権を制限し、商工業を奨励して農民保護を実行しようとしたプロイセン重商主義を、直ちに近代的な国民経済の形成を指向するものとして解釈してしまった。「18世紀のプロイセンに関するシュモラーの判断は、都合がよすぎるものであって、彼がプロイセン絶対主義に体現されているとみなした教化と社会的均衡との思想は、プロイセン絶対主義の様々な苛酷さ——もちろん彼もそれを否定できなかつた——を償つて余りあるものと思われた。彼はまた、自らの生きた時代の誤りに対してはつきりものを言い、社会改良のためにプロイセン王制を味方にしようとしたときには、フリードリッヒ・ヴィルヘルムI世の絶対主義に刻印された社会改良的性格を、極端に強く強調し、国家的・権力的思想のもつた抑圧的意味を十分に表現しようしなかつた。⁽⁹⁾ハルトゥンクは、このように、シュモラーのプロイセン絶対主義に対する過大評価を、その社会改良的バイアスによって帰結したものと考えているのである。

こうした指摘はもちろん的を射たものであり、傾聴に値するのだが、シュモラーのプロイセン絶対主義に対する過大評価ないし重商主義における國家の意義の過大視という問題を、直ちに彼の社会改良的志向とか、あるいは場合によつては、シュモラーの楽観的性格とか政治好きとかによつて説明しようとするのは、誤りではないとしても、彼の学問的業績の構造を解明することによってその意義と限度を評価しようとする場合には、やはり隔靴搔痒の感を免れないであろう。⁽⁹⁾

このような観点から改めて彼のプロイセン史研究を瞥見すると、前述の『小営業史』における自由放任主義批判＝プロイセン重商主義評価というシュモラーの視角が、中世都市論における政治的要因の重視をへて、プロイセン史研究の深化とともに、旧来の発展段階説批判と新たな発展段階論の構想とに結びつけられたと、いう論点が浮かびあがつてくる。

シュモラーは、旧来の発展段階説が重商主義の歴史的意義の確定にとつて役に立たない、という一言をもって片づけてしまうのだが、それは何故であろうか。

シュモラーは、F・リストの未開状態——牧畜状態——農業状態——農・工業状態——農・工・商業状態なる段階説について、こう述べている。「われわれの科学の今日の水準からみて、この四分割はもはや正しいとは考えられないでしょう。牧畜生活はそもそも諸国民の経過において、決して本質的役割を果たさなかったし、農業民族は、それが工業をもつ以前に、商業の相対的に強力な発展を有していたのです……。⁽¹⁰⁾ シュモラーにとって、諸国民の経済水準を段階的に区分し、普遍的に適用することは、歴史についての精密な知識の獲得と整合しないことがらだった。このような態度は、プロイセン財政政策史における、実物経済—貨幣経済—信用経済なるシェーマに対する批判の論述からはっきりみてとれる。彼は、一般にはプリミティブな交換経済という観念をもつ実物経済が、過去において「実物貢租と人的用役との制度」を有する「財政的に著しく強力かつ能力ある国家」を創り出していること、こうした国家体制の解体は、部分的には貨幣経済の形成・増大によって惹起されたのであるが、しかしこの貨幣経済の浸透はむしろ、「当該共同組織を多くの場合、財政的に弱体化せしめた」ことを指摘している。「いずれにせよ、われわれは、実物経済・貨幣経済・信用経済が、国民経済生活の諸形態として、それ自体必然的に、各々の特定の典型的な財政制度や財政機構全体の特質を押しつけるのだ、ということはできない。われわれは、われわれが区別する……諸時代を、およそくまなく実物経済・貨幣経済・信用経済に還元することはできないのである。⁽¹¹⁾

シュモラーは、このような態度——すなわち経済過程をその諸要素へと分解し、その諸要素を、普通史的・流出論的に「発展段階」へと構成する立場——を原理的に拒否している。かかる立場は、例えばロッシャーの場合に典型的にみられるように、諸国民の歴史を生命有機体との類比によって「生理学」的に解明し、その「自然科学」的法則の発見によって、諸国民の「発展」の必然性と同一性とを論証しようとする特徴をもっていた。⁽¹²⁾ したがってそこでは、経済発展の「自然法則」的性格が強調され、人間の目的意識的な経済の特定の方向づけ——経済政策——の

意義あるいは経済過程と政策との因果関連づけは、拒否されるか過小評価されることになる。国民経済は「進歩」に向かって「自然法則」的に「発展」してゆくのである。シュモラーはロッシャーの「歴史的方法」に最大の賛辞を措しまなかったが、ロッシャーが「国民経済的発展的一般的経過に対する自然法則を求め」たことに不満だった⁽³⁾

シュモラーにとって、プロイセン史研究の深化は、「自然法則」的段階論に対する懷疑を強めたことはまちがないと思われる。彼の重視した「営業生活の前提条件」が、おのずから必然的に形成されるものではなかつたとすれば、今度は、シュモラーにとってそうした前提条件は、人間の目的意識的活動によって創り出されたものでなければならなかつた。つまり、時代の経済的発展傾向を洞察し、それにふさわしい形式と諸条件とをそれに賦与することができるかどうか、が問題なのである。シュモラーは、重商主義政策の当否についてこう述べている。「かかる政策が個々に正当かどうかは、国家を指導する人格の知識と聰明とに依存している。それが全体として正当かどうか、全体としてそもそも成功の見込みをもつかどうかは、——当時も今もそうだが——かかる政策が、国民的・経済的生の偉大な・向上する潮流の随伴物として現われるかどうか、にかかっているのである。」「まさしくその艦隊と海軍当局とを、関税・航海立法の装置を、国民的・国家的経済利益のために、速かに・自覚的に・大胆に用いることのできた政府こそが、かくして通商政策的戦争において、富と工業的繁栄とにおいて優位を獲得した」のである。⁽⁴⁾ シュモラーは、このような歴史把握を次のように表明している。「私は、…ただ次の点だけ述べておきたい。国家的経済の全体としての発展は、人的機構、^{アンシユアルト}社会的機関、人的サークルに依存しており、それらの技量・動機・能力・機能が発展過程それ自体を——その他の国民経済的生とは相対的に自立して——表現しているのである。」⁽⁵⁾

こうして、シュモラーは、経済発展に対する経済政策の意義を、指導的人間の「技量・動機・能力・機能」の観点から評価することになる。このような歴史把握が、前述の中世都市論における政治的意義を更に深めたものであることは明らかであろう。つまり歴史における政治的指導の意義を、「動機」にまでさがのぼって、経済的なものから「相対的に自立し」たものとして把握しようというのである。

ではこの「動機」はどのように成立するのだろうか。おそらくシュモラーは、それを「風習的民族精神」に求めたのであろう。彼はその「風習論」において、経済的「進歩」の過程を、自然に対する理性の勝利として、利己心に対する倫理の優位として描いているが、それは同時に実在根拠としての「風習的民族精神」から発する「風習的理念」の人々への浸透の過程でもあった。⁽¹⁶⁾つまりシュモラーにあっては、進歩は、一種の天才的政治指導者がかかる「理念」を洞察し、それを実現すべき制度・機関を媒介として、進歩の「理念」を人々の「心理」にまでおし広げていくことなのである。だからここでは、「理念」が「動機」であり、この「動機」にもとづく行為の結果が「進歩」なのである。

シュモラーは、例えばツンフトの「利己的」政策や重商主義の「国庫主義」的観点という、近代の「国民経済的発展」を阻害する方向に作用する要因を察知していた。ハルトゥンクも指摘しているように、シュモラーは、重商主義政策の「有害な」影響を認めていたのである。しかしその理由は、ツンフトの場合にはその「営利衝動」の放縱に、重商主義の場合には、諸制度・機構の未成熟に求められている。つまり「進歩」の理念が、これらの原因によってその実現を阻害されるか、歪められたのであった。シュモラーは、このようにして13世紀の「国民経済革命」から18世紀の「重商主義」までの、近代国民経済の前史を、「自然法則」的にではなく、矛盾に満ちた非連続的な、しかも結果的には「発展」として描こうとしたのである。17・18世紀のプロイセン国内植民政策についての次のシュモラーの言葉は、彼のこうした歴史観を象徴的に示している。「プロイセン東部諸州の全体としての土地所有配分は、今日にいたるまで、植民によって極めて強く影響されている。これがなければ、中小の所有はもっと弱体だっただろうし、われわれは大多数の小所有者のかわりに単なる日庸労働者を有したことだろう。封建的階級利益の自然的重みによって生じてくるところの、そして完全に阻止されなかつたところの、無所有の日庸労働者を有する騎士領農場・大土地所有形成が、植民によって少くとも部分的に修正され、制限されたのである。⁽¹⁷⁾反封建的利害とみなされたものは、すべて結果的に前進的なものと理解されるにいたっている。

こうして、「反封建的」な、局地的利害を打破する国家統一的な経済政

策のすべては、「近代的国民経済」の形成を指向する前提条件として、「重商主義」概念に押し込まれることになってしまった。ただこの場合、注意しておかねばならないことは、シュモラーが、重商主義の「二つの対抗的システム」を、絶対主義的制度の方向に向かって統合したのではなく、その反対に、近代的工業の保護育成というシステムの方向に向かって概念構成している、ということである。彼は、共同体の対外的利己主義政策の国民的レベルまでの拡大を、同時に国内における「交易の自由」の展開とパラレルにみているからである。すなわちシュモラーは、領邦国家の形成を、「領邦内で旧い対立が緩和され、交易がいっそう自由になる」⁽¹⁸⁾プロセスとして理解し、貿易差額説の展開の中に、「関税境界によって遂行される国家的封鎖が、国内における自由な流通に対応する、という国民経済的進歩」⁽¹⁹⁾を看取しているのである。

- (1) Vgl. *Umriss und Untersuchungen.*, V-X.
- (2) G. Schmoller, Straßburgs Blüte in der volkswirtschaftlichen Revolution, in: *Deutsches städtewesen.*, S. 163. 瀬原, 前掲邦訳, 33--34ページ。(訳文はこの邦訳によるが、訳語を若干変えた)
- (3) A. a. O., S. 169. 前掲邦訳, 47—48ページ。
- (4) *Ibid.*, S. 171. 前掲邦訳, 52ページ。
- (5) Straßburg zur Zeit., S. 207-208. 前掲邦訳137—138ページ。
- (6) A. a. O., S. 227. 前掲邦訳, 182ページ。
- (7) Fritz Haltung, Gustav von Schmoller und die preußische Geschichtsschreibung, in: *Gustav von Schmoller und die deutsche geschichtliche Volkswirtschaftslehre*, hrsg. Arthur Spiethoff, Berlin 1938, S. 280, 284, 289, 292.
- (8) A. a. O., S. 297.
- (9) こうした評価は、例えばスカールバイトの場合にも強くみられる。Vgl. August Skalweit, Gustav von Schmoller und der Merkantilismus, in: a. a. O., S. 303-319.
- (10) G. Schmoller, *Friedrich List als praktischer Volkswirt*, Berlin 1909. このリスト論とほぼ同様の主旨は、初出「重商主義論」と、同じ年の1884年にすでに書かれていた。G. Schmoller, Friedrich List, in: *Zur Litteraturgeschichte der Staats= und Sozialwissenschaften*, Leipzig 1888, S. 102-106.

- (11) *Umriss und Untersuchungen.*, S. 233-235.
- (12) いわゆる旧歴史学派の段階理論の方法的特質については、なによりもまずM・ヴェーバー、松井秀親訳『ロッシャーとクニース』(一), 未来社, 1955年, が参照されねばならない。
- (13) G. Schmoller, Wilhelm Roscher, in: *Zur Litteraturgeschichte.*, S. 153.
- (14) *Umriss und Untersuchungen.*, S. 57, 53. 前掲邦訳, 83, 77ページ。
- (15) *A. a. O.*, S. 241.
- (16) この点については、前掲拙書, 第三章を参照されたい。
- (17) *A. a. O.*, 623.
- (18) *A. a. O.*, S. 32. 正木, 前掲邦訳, 50ページ。
- (19) *Grundriss.*, S. 87.

6. リストとシュモラー——結びにかえて

以上のような、重商主義政策を近代的国民経済の前提条件の形成に関わらせて理解しようとするシュモラーの立場は、彼自身の自覚のなかでは、ロッシャーの歴史的方法の批判的継承とともに、リストの「国民的生産力」論の独自な攝取とも結びついていた。シュモラーは、前記のリスト論において、リストの功績として、1. スミスの「個人主義的自然学」に対して「国民経済」建設の理論を提出したこと、2. それは「価値の理論」に対する「生産力の理論」の対置によって行われたこと、3. 「生産力の理論」が「段階理論」の構想(=「歴史的方法」の先駆的形態)と結びついていたことを指摘しつつ、次のように述べている。「リストが、……重商主義者の思想に回帰したこと、彼が——国民経済を歴史的に把握するや否や、人は国民経済を貿易政策との関連で、国民的な経済制度との関連で理解するだろう……—と強調したことは、全く正しかったのです。いかなる偉大な国家も独立の経済体制をもち、一定の自立性を指向しなければならないし、国民的・経済的利益の確固とした中核をもち、それらに形態を賦与しなければならない、と彼は言います。……彼がその実践的生において、自己の闘いと努力との第一の目標とみなしたもの、すなわち大鉄道制度・運河制度・領事制度といったすべて

の事柄は、彼がイギリスや北アメリカの偉大な発展の中で学び識ったものでありましたし、個々の国家の経済政策との関連で成立したものであり、そしてこのような関連から彼は、その保護関税論をも形成したのであります。」⁽¹⁾ シュモラーは、リストの保護関税論を経済理論的に評価するのではなく、彼が闘いとろうとしたドイツの国民的統一、国民経済の自立、そのためのもうもうの政治的・経済的諸制度の整備という全体的要求の中に位置づけようとする。シュモラーによれば、リストの意義は、保護主義を含めて、近代的国民経済形成の「前提条件」＝「与件」を明らかにしたことにある。「リストが生産力を強調するとき、彼はそれを……なによりも道徳的進歩、精神的進歩、知性の勝利、政治的自由の勝利、道徳的高揚の勝利、と理解していました。彼の実践的著作のいずれにおいても……彼はこの点、すなわち、個々の人間がその全体としての行為において成しとげねばならない進歩に、多かれ少かれ問題の本来的核心としてくり返し立ち戻っています。科学の対象は富ではなく、人間——その経済的慣習・経済的知識・経済的制度・政治的制度における——なのです。各々の国民の生産力は、その経済的・社会的・市民的・政治的制度によって、そしてなによりもまずこれらの制度の帰結であるところの精神的能力の程度によって規定されています。われわれは、彼がこうした点で正しかったこと、近年における国民経済的科学の偉大な進歩は、つねに、多かれ少かれ、F・リストのこのような根本思想に結びついている、ということを否定できないであります。」⁽²⁾

シュモラーのこの論述は、彼がリストから何を継承したか、を明確に物語るものである。リストが「与件」として提示したもうもうの前提条件——精神的資本と物質的資本の所有と結合、国民的統一、国民的分業、生産諸力の国民的結合——を、その歴史的生成において把握し、その不可欠の意義を歴史的に確定すること、これがシュモラーの「重商主義論」の課題に他ならなかった。その意味で、彼が重商主義を「近代的意味における国家・国民経済の形成」と定義づけたのは、単純に国家の活動を過大視したからではなく、こうした「与件」の意義の重要性を自覚していたからであったろう。それは、シュモラーにとって、この「与件」がすでに過去のものとなっていたからではなく、逆に当時の政策的・実践的対象ともなっていたからである。

このような意味で、シュモラーの重商主義論は、リストの認識と実践とを、したがって自由貿易主義に対する理論的・実践的「反撃」を歴史的・学問的に正当化し根拠づけようとするものであった。しかしながら、その試みは、自由貿易的観点からの重商主義論が、自己の正当化のために先行するすべての保護主義的統制理論を一括して「誤謬」としてしまったのとはちょうど正反対に、今度は、過去の国家的経済活動をすべて近代的国民経済の「前提条件」の形成史に押しこんでしまう、という誤りに陥いったのである。

スミス的重商主義論が、絶対主義から市民革命を経て「固有の」重商主義という歴史的局面をすでに経過した後に、それらのもつ歴史的意義を相対化できなかった性急な一般化だったとすれば、シュモラーのそれは、絶対主義国家による「上から」の諸改革を余儀なくされた後進国の経験を、これまた相対化できなかった不当な一般化だっただろう⁽³⁾。

他方、シュモラーがリストの国民経済論の意義を自覚的に継承していること、彼の歴史研究が歴史の「自然史」的把握を脱け出そうとする試みをもちつつ、結果として⁽⁴⁾近代ヨーロッパ経済史にもつ中世都市と絶対主義国家の独自の意義をおぼろげながら浮かびあがらせたこと、これらの点を看過すべきではないと思われる。

- (1) *Friedrich List als praktischer Volkswirt*, S. 10.
- (2) *A. a. O.*, S. 10-11.
- (3) 近年住谷一彦教授は、シュモラーの「重商主義論」が、近代的国民経済形成という視角をもっていることに改めて注目し、彼の「統一体」としての国家・国民経済の強調に、第二帝制における東エルベ型産業構造と西エルベ型産業構造との矛盾的統一の反映をみる、というユニークな見解を提出されている。それはまた、「固有でない重商主義」を検討する際の格好の素材となるのである。住谷一彦「歴史学派」「経済学大辞典」第2版(東洋経済新報社)III, 1980年, 483ページ以下、並びに住谷一彦・田村信一・小林純編「ドイツ国民経済の史的研究」、御茶の水書房、1985年、「序論—「官僚制重商主義」—」を参照。
- (4) シュモラーは、ヴェーバーのいう歴史における目的論的行為をザッヘの合理的因果関連に組みかえることができなかった。しかしこのことは、シュモラーを直ちに「ロッシャーとクニース」の地点に押しもど

グスタフ・シュモラーの重商主義論

すことではない。ロッシャーの「自然法則」史観に対するシュモラーの批判は、他方で、自然現象と社会現象を峻別し、後者を、「法則性」を排除する発展——非合理的な一回的現象——として理解するクニースの方法に対する評価と批判とも結びついていたからである。そこでは自然もまた同一のくり返しではないことが指摘され——この点はヴェーバーも認めている（前掲邦訳、94ページ）——「発展」が「歴史の舞台における態動的原因としての心理的・社会的諸力のつなに新たな組合せ」であることが強調されている。だがシュモラーは、同時に人間の目的意識的行為を「厳密な規則性」を有する「心理的法則」に関わらせて理解しているので、独自の歴史現象をその一回性において合理的に解明するのではなく、「心理法則」に解消しようと試みるのである。以上の意味で、「重商主義論」におけるシュモラーの発展段階論は、「自然法則」的段階論と仮説的・索出論的それとの中間的位置にあるように思われる。Vgl. G. Schmoller, Karl Knies, in: *Litteraturgeschichte*, S. 208-209. この点ではシュモラーに対するディルタイの影響を考慮しなければならない。この論点を示唆したものとして、出口勇蔵『経済学と歴史意識』、ミネルヴァ書房、1968年、58—61ページ参照。